

## やまだの保育

2011 年 保育士試験（筆記試験） 問題・正答・「やまだの保育」の解説  
＝ (7) 教育原理・養護原理 編 ＝

掲載日：2011 年 10 月 1 日

2012 年 3 月 7 日（解説一部追記：養護原理問 8-A）

- ★ 問題文は、「やまだの保育」による複製であり、番号や数値等の表記を一部加工しています。
- ★ 筆記試験の問題・正答・解説の構成は、以下の通りです。
  - (1) 社会福祉編, (2) 児童福祉編, (3) 発達心理学・精神保健編, (4) 小児保健編,
  - (5) 小児栄養編, (6) 保育原理編, (7) 教育原理・養護原理編, (8) 保育実習理論編
- ★ 全国保育士養成協議会は、以下を「不適切問題」として発表しました。（2011 年 9 月 20 日現在）
  - ① 小児保健：問 7
    - （理由）「選択肢④が曖昧な表現であることから、受験者全員を正解とします。」
  - ② 小児保健：問 14
    - （理由）「選択肢③が曖昧な表現であることから、受験者全員を正解とします。」

### (7) 教育原理・養護原理 編 (20 問)

#### 教育原理(10 問)

##### 問 1

次の文は、「教育基本法」の一部である。( A )・( B )にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

幼児期の教育は、生涯にわたる( A )の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な( B )の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(組み合わせ)

A・・・B

- ① 生きる力・・・保育施設
- ② 確かな学力・・・幼児教育施設
- ③ 人格形成・・・環境
- ④ 個性の伸長・・・教育内容
- ⑤ 豊かな人間性・・・人間関係

**【正答】**

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎2006年12月15日、新しい教育基本法が、第165回臨時国会において成立し、12月22日に公布・施行されました。幼児期の教育に関して、第11条を新設し、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを規定しています。

◎教育基本法第11条の条文に関する出題です。

③: ◎ (A: 人格形成, B: 環境)

「幼児期の教育は、生涯にわたる【A: 人格形成】の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な【B: 環境】の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない」

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 2

次の文は、「児童憲章」の一部である。( A )・( B )にあてはまる語句を【語群】から選択した場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

われらは、( A )の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は、人として( B )。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。

【語群】

ア. 日本国憲法 イ. 教育基本法 ウ. 世界人権宣言  
エ. 処遇される オ. 尊ばれる カ. 教育される

(組み合わせ)

AB

- ①アエ
- ②アオ
- ③イカ
- ④ウエ
- ⑤ウオ

【正答】

②: × ○ × × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎「児童憲章」(1951年5月5日制定)は、1959年の国連「子どもの権利宣言」に先立ち制定された「日本最初の子どもの権利宣言」である。

◎・児童憲章(1951年5月5日制定)の条文に関する出題です。

②:○(A:(ア)日本国憲法, B:(オ)尊ばれる)

われわれは、【A:日本国憲法】の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として【B:尊ばれる】。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 3

次の文のうち、「幼稚園教育要領」第1章「総則」の一部として不適切な記述を一つ選びなさい。

- ① 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- ② 教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。
- ③ 自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から終了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。
- ④ 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、8時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。
- ⑤ 幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものになるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

【正答】

④:○○○×○

【「やまだの保育」の解説】

1:○

・「幼稚園教育要領」-「第1章 総則」-「1 幼稚園教育の基本」において、「1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の

主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。」と定められています。

2:○

・「幼稚園教育要領」-「第1章 総則」-「第1 幼稚園教育の基本」において、「その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。」と定められています。

3:○

・「幼稚園教育要領」-「第1章 総則」-「第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」において、「1. 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。」と定められています。

4:×

・「幼稚園教育要領」-「第1章 総則」-「第2 教育課程の編成」において、「3. 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。」と定められています。したがって、設問の「8時間を標準とすること」は「4時間を標準とすること」が正しい。

5:○

・「幼稚園教育要領」-「第1章 総則」-「第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」において、「幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問4

次の【I群】の人物と【II群】の言葉を結びつけた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

【I群】

- A. ルソー(Rousseau, J, -J.)
- B. カント(Kant, I.)
- C. ロック(Locke, J.)

【II群】

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

- ア. 人間とは教育されなければならない唯一の被造物であります。
- イ. 万物をつくる者の手をはなれるときすべてはよいものであるが、人間の手にうつるとすべてが悪くなる。
- ウ. 健全な身体に宿る健全な精神、これはこの世における幸福な状態というものを、簡潔ではあるが十分に言い表している。

(組み合わせ)

A B C

- ① ア イ ウ
- ② ア ウ イ
- ③ イ ア ウ
- ④ イ ウ ア
- ⑤ ウ ア イ

【正答】

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

A. ルソー＝イ. 万物をつくる者の手をはなれるときすべてはよいものであるが、人間の手にうつるとすべてが悪くなる。

・設問は、ルソーの著書「エミール」の冒頭部分の一節です。

・ルソーは、スイス生まれの思想家・哲学者・作家・作曲家で、「子どもの発見者」とされています。そのほかに、「性善説」、「自然に還れ」、「消極教育」、「人は子どもというのを知らない」がキーワードで、代表作に、「学問芸術論」、「社会契約論」、「エミール」があります。

B. カント＝ア. 人間とは教育されなければならない唯一の被造物であります。

・設問は、カントの著書「教育学講義」の冒頭部分の一節です。

・カントは、ドイツの哲学者で、「人間は教育 によってはじめて人間になることができる。」と述べています。。

C. ロック＝ウ. 健全な身体に宿る健全な精神、これはこの世における幸福な状態というものを、簡潔ではあるが十分に言い表している。

・設問は、ロックの著書「教育についての若干の考察」の冒頭部分の一節です。

・ロックは、イギリスの思想家です。教育の基本は、幼児期の正しい習慣形成とし、人間の心は、白紙説(タブラ・ラサ)のようなもので、どんな形にも変われる、としました。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 5

次の文は、ペスタロッチ(Pestalozzi,J.H.)に関する記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

- ①初期の著作『隠者の夕暮』の冒頭で、「人間、玉座に坐っている人も、あばら家に住んでいる人も、同じであるといわれるときの人間、つまり人間の本質、それはいったい何であろうか」と述べている。彼は、すべての人間は、その本質においてなんら変わることなく平等であり、尊ばれる存在であると考えた。
- ②彼は、人間に本来備わっている根本的な能力を、精神力(頭)、心情力(心)、技術力(手)の3つに分け、この3つの要素を調和的に発展させる教育を理想とした。
- ③彼は、教育の基礎を子どもの直観に置くことを提唱するとともに、それを実践した。彼は、直観を構成する要素として、「数」、「形」、「語」をあげ、この直観の三要素に着目した教授法を考案したが、それは直観教授と呼ばれる。
- ④彼は、教授とは、新しい概念を子どもに確実に伝え、子どもがすでに内面化している概念と結びつけることであると述べ、学習者に即してその過程をみれば、明瞭—連合—系統—方法という4段階になるとした。
- ⑤彼は、「生活が陶冶する」という有名な言葉を残した。

**【正答】**

④: × × × ○ ×

**【「やまだの保育」の解説】**

◎ペスタロッチ

・スイス生まれで、貧しい民衆の子どもたちへの教育に力を入れました。初期の著作である「隠者の夕暮れ」の冒頭部分として、「人間、玉座に坐っている人も、あばら家に住んでいる人も、同じであるといわれるときの人間、つまり人間の本質、それはいったい何であろうか。」が有名です。さらに、精神力(頭)、心情力(心)、技術力(手)の3つに分け、心情力が優位であるものの、この3つの要素を調和的に発展させる教育を理想としました。その他、「直観教授」、「生活が陶冶する」がキーワードとされています。

①: ○

・上記解説の通りです。

②: ○

・上記解説の通りです。

③: ○

・上記解説の通りです。

④: ×

・設問の「ペスタロッチ」は「ヘルバルト」が正しい。

・ヘルバルトは、ドイツの教育学者で、体系的な教育を確立しました。新しい概念を子どもに確実に伝

え、子どもがすでに内面化している概念と結びつけることであると述べ、学習者に即してその過程をみれば、明瞭－連合－系統－方法という4段階になるとしました。

⑤:○

・上記解説の通りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 6

次の【I群】の人物と【II群】の言葉を結びつけた場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

【I群】

- A. ベル(Bell,A.)
- B. ソクラテス(Sokrates)
- C. デューイ(Dewey,J.)

【II群】

- ア. 助教法
- イ. 産婆術(助産術)
- ウ. 問題解決学習
- エ. 有意味受容学習

(組み合わせ)

ABC

- ①アイウ
- ②アイエ
- ③イアエ
- ④ウエア
- ⑤エアウ

【正答】

①:○××××

【「やまだの保育」の解説】

A. ベル＝ア. 助教法

・助教法は「ベル・ランカスター法」とも呼ばれ、子どもたちを学習進度で分け、年長で、成績のよい生徒を補助教師とし、数百人を相手に一斉に授業をするというものです。

B. ソクラテス＝イ. 産婆術(助産術)

・産婆術(助産術)とは、問答法のことです。無知の知(対話により無知を自覚していくこと。)により、対

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

話が、真理が引き出されるきっかけとなり、正しい知識を得ていくという、学習者自身の可能性を引き出す、言語による教授法です。

#### C. デューイ=ウ. 問題解決学習

・内省的思考(本物の思考とは、自分自身が内面に作りこんだものという考え方)に基づいた学習方法です。生活の中で、子ども自らが、問題を発見・解決する思考による学習方法です。「なすことによって学ぶ」。

なお、「エ. 有意味受容学習」は、オーズベルによって提唱されました。学習は、「機械的発見学習」、「有意味発見学習」、「機械的受容学習」、「有意味受容学習」の4つに分けられ、言語的な素材を利用した、受容的な学習でも、効果的な学習が可能であるとしました。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

#### 問 7

次の文は、倉橋惣三に関する記述である。不適切な記述を一つ選びなさい。

- ①東京女子高等師範学校教授となり、附属幼稚園主事として活躍した。
- ②幼児の自発性を尊重した保育理論を展開し、「生活を、生活で、生活へ」という有名な言葉を残した。
- ③彼の幼児教育の方法は誘導保育と呼ばれる。
- ④彼は、子どもをおとなが導く必要性を主張し、「社会協力の訓練」を保育の目的、指導原理として明示した。
- ⑤代表的著作には、『幼稚園雑草』、『育ての心』、『幼稚園真諦』、『子供賛歌』などがある。

#### 【正答】

④: × × × ○ ×

#### 【「やまだの保育」の解説】

◎保育原理問 6 を参照してください。

◎倉橋惣三は、1917年に東京女子高等師範講師から教授になり、1919年に東京女子師範学校附属幼稚園の主事となり、幼稚園教育の育成と改善に努力した教育者・教育学者であり、「幼児教育の父」、「日本のフレーベル」と呼ばれました。「生活を、生活で、生活へ」という理論のもと、フレーベルの形式的な恩物主義を批判し、自由遊びの環境を充実させるための自然を重視し、小動物の飼育、草花の栽培、園外保育などを採用する児童中心主義の「誘導保育」を目指しました。代表的な著作は、1926年の「幼稚園雑草」、1927年の「キンダーブック」、1931年の「就学前の教育」、1931年の「日本幼稚園史」、1936年の「育ての心」、1939年の「フレーベル」、1954年の「子供賛歌」などです。

①: ○

・上記解説の通りです。

②:○

・上記解説の通りです。

③:○

・上記解説の通りです。

④:×

・設問は、「倉橋惣三」ではなく、「城戸幡太郎」の説明です。

・城戸幡太郎は、倉橋惣三の児童中心主義の保育・理論を批判し、子どもは、大人が導いていくべきであるとしていました。また、「社会協力の訓練」を保育の目的、指導原理とし、児童中心の倉橋に対し、社会中心主義とされています。

⑤:○

・上記解説の通りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 8

次の文は、アメリカ合衆国の教育制度に関する記述である。( )にあてはまる語句として、最も適切なものを一つ選びなさい。

( )とは、アメリカにおいて、経済的・文化的に恵まれない貧困家庭の子どもに対し、教育、医療、栄養および社会的サービス等を含む総合的援助を提供する連邦政府の事業である。貧困家庭の子どもたちが小学校に入学したとき、通常の子どものたちと同一の学習準備段階に立てるように、あらかじめ文化的格差を解消しておくことを目的とする。そのため、貧困家庭の子どもたちに、特別の就学前教育を提供する。1965 年から始まり、さまざまな形態をとりながら今日まで継続している。テレビ番組「セサミストリート」も、この事業において開発、制作されたものである。

①ヘッド・スタート計画

②ドルトン・プラン

③ウイネットカ・プラン

④チャーター・スクール

⑤統一学校運動

【正答】

⑤:○××××

【「やまだの保育」の解説】

①:○

・ヘッド・スタート計画は、リンドン・ジョンソン大統領の「貧困との戦い」キャンペーンの一部として始め

られたもので、「アメリカの社会的・経済的・文化的に恵まれない未就学児童に早期学習環境を用意するとして、アメリカ政府支援のもとに創設されたプログラムです。

②: ×

・ドルトン・プランは、パーカストによって提唱された学習法であり、一人ひとりの学習進度、能力に応じ、個別に指導する方法です。

③: ×

・ウィネトカ・プランは、カールトンウォッシュバーンによって行われた学習法で、各教科を「一般共通科目」「創造的集団活動」に分け、カリキュラム設定の再考のきっかけとなりました。

④: ×

・首相官邸 HP「アメリカ合衆国のチャータースクールについて」によれば、チャーター・スクールは、「親や教員、地域団体などが、州や学区の認可(チャーター)を受けて設ける初等中等学校で、公費によって運営。州や学区の法令・規則の適用が免除されるため、独自の理念・方針に基づく教育を提供。ただし、教育的成果をチャーター交付者により定期的に評価され、一定の成果を挙げなければ、チャーターを取り消される。」と説明されている。

⑤: ×

・ヨーロッパでは、19世紀末から20世紀初頭にかけて、教育の民主化を求める声が大きくなり、複線型学校系統から単線型学校系統への転換が統一学校運動として展開されました。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

#### 問 9

文部科学省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、人権教育を推進するため、「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ)(平成20年3月)を公表した。次の文のうち、この報告の内容に照らし不適切な記述を一つ選びなさい。

①人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

②人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるということができる。

③人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。

④自分の人権を大切にし、他の人の人権も同じように大切にするといった態度は、ことばで説明すれば身に付くものである。

⑤教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まなければならない。教育活動や日常生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

## 【正答】

④: × × × ○ ×

## 【「やまだの保育」の解説】

①: ○

・「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」-「指導の在り方編」-「第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」-「1. 人権及び人権教育」-「(5)人権教育の成立基盤となる教育・学習環境」において、「人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場そのものの在り方がきわめて大きな意味を持つ。このことは、教育一般についてもいえるが、とりわけ人権教育では、これが行われる場における人間関係や全体としての雰囲気などが、重要な基盤をなすのである。人権教育が効果を上げうするためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。なお、人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものであることも再認識しておきたい。」と明記されています。

②: ○

・「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」-「指導の在り方編」-「第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」-「2. 学校における人権教育」-「(1)学校における人権教育の目標」において、「人権尊重の理念は、平成11年の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考えととらえる」べきものとされている。このことを踏まえて、人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であるということが出来る。」と明記されています。

③: ○

・「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」-「指導の在り方編」-「第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」-「2. 学校における人権教育」-「(2)学校における人権教育の取組の視点」において、「このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。」と明記されています。

④: ×

・「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」-「指導の在り方編」-「第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方」-「2. 学校における人権教育」-「(2)学校における人権教育の取組の視点」において、「[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができ

るために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。」と明記されています。したがって、設問の「ことばで説明すれば身に付く」は誤りです。

⑤:○

・「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」-「指導の在り方編」-「第Ⅱ章 学校における人権教育の指導方法等の改善・充実」-「第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組」-「教育委員会における取組」-「(3)教職員を対象とした研修の実施」-「イ. 人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力

」において、「これらを踏まえ、教職員においては、児童生徒の心の痛みに関心、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積み重ねなければならない。教育活動や日常生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高めること、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など子どもへの働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも期待される。」と明記されています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 10

文部科学省は、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が 施行されるにあたり、「特別支援教育の推進について(通知)」(平成 19 年 4 月 1 日)を示した。次の文のうち、この通知に記された特別支援教育の理念として正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- B. 特別支援教育は、従来の盲学校、聾学校、養護学校における教育を統合し再編したもので、知的な遅れのない発達障害を対象とするものではない。
- C. 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(組み合わせ)

ABC

- ①○○○  
②○○×  
③○×○  
④○××

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

⑤×〇〇

【正答】

③: ××〇××

【「やまだの保育」の解説】

A: 〇

・「特別支援教育の推進について(通知)」-「1. 特別支援教育の理念」において、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」と明記されています。

B: ×

・「特別支援教育の推進について(通知)」-「1. 特別支援教育の理念」において、「また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。」と明記されています。したがって、設問は誤りである。

C: 〇

・「特別支援教育の推進について(通知)」-「1. 特別支援教育の理念」において、「さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」と明記されています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

## 養護原理(10問)

問 1

次の組み合わせのうち、施設名(および創設年)とその創設者として正しい組み合わせを一つ選びなさい。

(組み合わせ)

- ① 柏学園(1921年)・・・小橋勝之助
- ② 滝乃川学園(1891年)・・・石井十次
- ③ 博愛社(1890年)・・・柏倉松蔵
- ④ 二葉幼稚園(1900年)・・・野口幽香と森島峰
- ⑤ 岡山孤児院(1887年)・・・石井亮一

【正答】

③: ×××〇×

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・柏学園は、1921年に、柏倉松蔵が、肢体不自由児を対象として設立した施設です。

②: ×

・滝乃川学園は、1891年に、濃尾大震災の罹災児童の保護を目的に始めた活動がもととなり、石井亮一によって創立された日本初の知的障害児者のために設立した施設です。

③: ×

・博愛社は、1890年に、小橋勝之助が、キリスト教の精神に基づいて、貧しい家庭の子どもたちを育む施設として設立した施設です。

④: ○

・二葉幼稚園は、1900年に、野口幽香と森島美根が、貧しい子供たちにも華族幼稚園の子供たちと同じように保育したいと願い、設立した施設です。

⑤: ×

・岡山孤児院は、1887年に、石井十次が孤児救済のために設立した施設である。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 2

次の文は、わが国の社会的養護の施策の取り組みに関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 里親制度の充実を図り、里親への委託を推進している。
- B. 情緒障害児短期治療施設に関して、ケア単位の小規模化を推進している。
- C. 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の拡大を目指している。
- D. 児童家庭支援センターの拡大を目指している。

(組み合わせ)

ABCD

①○○○○

②○○○×

③○○×○

④○×○○

⑤×○○○

【正答】

①: × × × ×

### 【「やまだの保育」の解説】

◎国は、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行っています。「福祉政報告例(2010年3月末現在)」によれば、社会的養護の対象児童は、約4万7千人で、このうち児童養護施設は約3万人です。

◎社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組みは、以下の通りです。

#### 【1】1997年児福法改正から2004年児福法改正の頃までの主な取組み

##### (1)施設類型機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(1997年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(1997年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(2004年改正)
- ・乳児院：2歳未満の乳児院→ 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
- ・養護施設：乳児を除く児童→ 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(2004年改正)

##### (2)地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(1997年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(2002年)
- ・地域小規模児童養護施設(2000年)、小規模グループケア(2004年)

##### (3)措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(1999年)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(2004年)
- ・家庭支援専門相談員(1999年)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(2004年)
- ・個別対応職員(2001年)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(2004年)・常勤化(2008年)

##### (4)施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡, 全体23.5㎡→25.9㎡, 2000年)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡, 1998年)

##### (5)行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(2004年改正)
- ・児相設置市の創設(2004年改正)

#### 【2】2008年児福法改正時からの主な取組み

##### (1)里親制度等の推進

- ・里親制度の改正(養育里親制度, 里親支援機関の創設等)
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

##### (2)アフターケア事業の充実

- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→2010年度から、退所児童等アフターケア事業

### (3)施設の質の向上

- ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

### (4)計画的整備

- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備等
- ・2010年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定

## 【3】2011年4月実施の実施要綱改正等の取組み

### (1)小規模グループケアの推進

#### 1)定員要件の弾力化

- ・児童養護:「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・情短, 児童自立:「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・乳児院:「原則4人」→「原則4人～6人」

#### 2)グループ数要件の緩和

「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3グループまで指定可能(要件)小規模グループケアを5年以上実施, 研修の受入, 各都道府県原則1施設」

→「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6グループまで指定可能。(要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画(本体施設を全て小規模グループケア化, ファミリーホームを2か所以上開設, 本体施設定員を児童養護施設は45人以下, 乳児院は35人以下としていく内容)を策定するとともに、里親支援を行う。」

3)管理宿直等職員の配置の要件緩和 — 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加

4)居室面積の基準の引上げ — 児童養護施設1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

5)毎年度指定の不要化 — 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

### (2)地域小規模児童養護施設の推進

1)設置要件の弾力化等 — 本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。  
本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。

2)居室面積の基準の引上げ — 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

3)毎年度指定の不要化 — 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

### (3)自立援助ホーム, ファミリーホームの推進及び運営の安定化

1)自立援助ホームの措置費の定員払い — 2009年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費(事務費)を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

2)ファミリーホームの新設後半年間の定員払い — 2009年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費(事務費)を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

3)ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

4)ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

(4)児童家庭支援センターによる里親等支援

1)児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

(5)里親支援機関の推進

1)里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。

2)里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。

3)里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

(6)里親制度運営要綱の改正

1)里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

(7)里親委託ガイドラインの策定

1)里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

A:○

・上記「【3】-(5)里親支援機関の推進、(4)児童家庭支援センターによる里親等支援、(7)里親委託ガイドラインの策定」を参照してください。

B:○

・上記「【3】-(1)小規模グループケアの推進」を参照してください。

C:○

・上記「【3】-(3)自立援助ホーム、ファミリーホームの推進及び運営の安定化」を参照してください。

D:○

・上記「【3】-(4)児童家庭支援センターによる里親等支援」を参照してください。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問3

次の文は「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(平成20年2月1日現在)」(厚生労働省)における児童の委託(入所)経路に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

A. 児童自立支援施設に在籍している児童の「入所経路」では、「家庭裁判所から」の割合が最も高い。

B. 情緒障害児短期治療施設に在籍している児童の「入所経路」では、「知的障害児施設から」の割合が最も高い。

C. 里親委託児の「委託経路」では、「児童養護施設から」の割合が最も高い。

D. 乳児院に在籍している児童の「入所経路」では、「里親家庭から」の割合が最も高い。

(組み合わせ)

ABCD

①○○○○

②○×××

③×○××

④××○○

⑤××××

【正答】

⑤: ××××○

【「やまだの保育」の解説】

A: ×

・「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(平成20年2月1日現在)」において、児童自立支援施設に在籍している児童の「入所経路」では、「家庭から」63.5%、「児童養護施設から」15.8%、「家庭裁判所から」17.4%、が多い順です。したがって、設問の「家庭裁判所から」は「家庭から」が正しい。

B: ×

・「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(平成20年2月1日現在)」において、情緒障害児短期治療施設に在籍している児童の「入所経路」では、「家庭から」79.8%、「家庭裁判所から」17.4%、「児童養護施設から」13.4%、「里親家庭から」2.7%、が多い順です。したがって、設問の「知的障害児施設から」は「家庭から」が正しい。

C: ×

・「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(平成20年2月1日現在)」において、里親委託児の「委託経路」では、「家庭から」44.3%、「乳児院から」27.0%、「児童養護施設から」19.7%、が多い順です。したがって、設問の「児童養護施設から」は「家庭から」が正しい。

D: ×

・「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(平成20年2月1日現在)」において、乳児院に在籍している児童の「入所経路」では、「家庭から」86.2%、「その他から」11.4%、「乳児院から」1.8%、が多い順です。したがって、設問の「里親家庭から」は「家庭から」が正しい。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 4

次の文は、「児童福祉法」に規定された児童福祉施設における入所児童に関する記述である。適切な記述を一つ選びなさい。

- ①母子生活支援施設は、小学校就学始期までの児童を対象としている。
- ②乳児院は、乳児を対象とし、幼児は含まない。
- ③児童自立支援施設は不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を対象としている。
- ④重症心身障害児施設は、軽度の知的障害及び軽度の肢体不自由が重複している児童を対象としている。
- ⑤盲ろうあ児施設は、盲児又はろうあ児を対象とし、強度の弱視児又は強度の難聴児は含まない。

【正答】

③: × × ○ × ×

【「やまだの保育」の解説】

①: ×

・児童福祉法 38 条において、「母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と定められています。したがって、設問の「小学校就学始期までの児童を対象としている」は誤りです。

②: ×

・児童福祉法 37 条において、「乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と定められています。したがって、設問の「幼児は含まない」は誤りです。

③: ○

・児童福祉法 44 条において、「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と定められています。なお、児童自立支援施設は、児童福祉法の改正により 1998 年 4 月より「教護院」から「児童自立支援施設」となりました。

④: ×

・児童福祉法 43 条の 4 において、「重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目

的とする施設とする。」と定められています。したがって、設問の「軽度の知的障害及び軽度の肢体不自由が重複している児童を対象としている」は誤りです。

⑤: ×

・児童福祉法 43 条の 2 において、「盲ろうあ児施設は、盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする。」と定められています。したがって、設問の「強度の弱視児又は強度の難聴児は含まない」は誤りです。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 5

次の児童福祉施設のうち、在所者数（「平成 20 年社会福祉施設等調査報告」）が最も多いものを一つ選びなさい。

- ①乳児院
- ②児童養護施設
- ③児童自立支援施設
- ④知的障害児施設
- ⑤情緒障害児短期治療施設

【正答】

②: × ○ × × ×

【「やまだの保育」の解説】

◎「平成 20 年社会福祉施設等調査報告」によれば、定員・在所者数・在所率は以下の通りです。「児童福祉施設」の定員は 2,207,508 人で、前年に比べ 15,350 人、0.7%増加している。主な増加要因は保育所（対前年 15,630 人、0.7%）である。また、「児童福祉施設」の在所者数は 2,213,149 人で、前年に比べ 6,115 人、0.3%増加している。一方、「障害者支援施設等」の定員は 30,329 人で、前年に比べ 14,821 人、95.6%増加し、在所者数は 28,373 人で、前年に比べ 14,268 人、101.2%増加している。」

②: ○

・在所者数児の多い順は、「②児童養護施設」30,695 人→「④知的障害児施設」9,350 人、「①乳児院」3,124 人、「③児童自立支援施設」1,808 人、「⑤情緒障害児短期治療施設」1,180 人、です。したがって、設問は「②の児童養護施設」が正しい。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 6

次の文は、「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成 16 年 4 月 28 日

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

雇児発第 0428005 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の内容に関するものである。正しいものを○, 誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 乳児院, 児童養護施設, 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における早期家庭復帰等の支援体制の強化について定めている。
- B. この通知の対象児童は, 虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童であって, 支援することで家庭復帰が見込まれる児童であり, 里親委託や養子縁組が適切な児童は含まない。
- C. 家庭支援専門相談員を配置する施設は, 家庭復帰支援に関する相談・養育指導を行うための部屋又は相談・養育指導に応じることができる場を有するものとする。
- D. 家庭支援専門相談員は保護者等への早期家庭復帰までの業務を担当し, 退所後の児童に対する継続した生活相談は児童相談所の児童福祉司が行う。

(組み合わせ)

A BCD

- ①○○××
- ②○×○×
- ③○××○
- ④×○○×
- ⑤××○○

【正答】

②:○×○×

【「やまだの保育」の解説】

◎2011年6月23日に、「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」の一部改正について(雇児発 0623 第4号)が通知されました。2004年4月28日(雇児発第 0428005号)からの変更点は、①「第2 実施施設」の項目削除、②家庭支援専門相談員の条件変更、③「運営の基準」変更、です。この改正によって、問6の選択肢の該当する項目が削除されています。そのような状況における問題の適正は検証されなければならないと思います。

A:○

・「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」(2004年4月28日)において、「乳児院, 児童養護施設, 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下乳児院, 児童養護施設, 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。))に入所している児童のうち虐待等家庭環境上の理由により入所している児童については, 児童相談所により家庭復帰や里親委託(以下「家庭復帰等」という。)ができるよう保護者への相談等が行われているところである

が、近年、家庭環境上の理由により入所する児童の割合が増加しており、早期の家庭復帰等を支援するための体制を強化する必要があるため、児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員（以下「家庭支援専門相談員」（ファミリーソーシャルワーカー）という。）を乳児院等に配置することとし、次のとおり実施方法を定め、平成16年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。」と定められていました。

B: ×

・「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（2004年4月28日）において、「対象者」は以下の通り定められていました。

「第3 対象者

1 虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童であって、支援することによって家庭復帰が見込まれる児童

2 里親への委託が適切（可能）な児童 3 養子縁組が適切な児童」

C: ○

・2004年版の出題としては成立するが、2011年6月23日に改定（文言が修正）されており、出題の意図に疑問があります。

・2011年6月23日に、「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」が改正され、設問の根拠である以下の項目が削除されました。

「第2 実施施設

1 乳児院等のうち、家庭支援専門相談員を配置する施設は、家庭復帰支援に関する相談・養育指導を行うための部屋又は相談・養育指導に応じることができる場を有するものとする。」

D: ×

・家庭支援専門相談員の業務は、(1)保護者等への早期家庭復帰のための業務、(2)退所後の児童に対する継続した生活相談など、(3)里親委託推進のための業務であるため、設問の記述は誤りです。

・2011年6月23日に、「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」において、以下の通り定められています。

「第5 家庭支援専門相談員の業務内容

1 保護者等への早期家庭復帰のための業務

(1) 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による養育相談、養育指導等

(2) 保護者等への家庭復帰後における相談・養育指導

2 退所後の児童に対する継続した生活相談など

3 里親委託推進のための業務

(1) 里親希望家庭への相談・養育指導

(2) 委託後における相談・養育指導

(3) 里親の新規開拓」

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 7

次の文は、里親制度と小規模住居型児童養育事業に関する記述である。正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 里親は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。
- B. 里親は、委託児童の養育状況に関する記録を整備しておかなければならない。
- C. 小規模住居型児童養育事業では、1人以上の養育者がファミリーホームに本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。
- D. 小規模住居型児童養育事業では、ファミリーホームごとに4人以上の養育者を置かなければならない。

(組み合わせ)

ABCD

- ①○○○×  
 ②○○××  
 ③○○×○  
 ④××○○  
 ⑤×××○

【正答】

①:○××××

【「やまだの保育」の解説】

◎「里親制度の運営について」の一部改正について(2011年3月30日雇児発0330第8号)が通知され、2011年4月1日から適用されています。なお、この通知に伴い、2002年の「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」については、2011年3月31日限りで廃止されました。

◎小規模住居型児童養育事業は、2008年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により新たに創設されました。なお、「小規模住居型児童養育事業の運営について」の一部改正について(2011年3月30日雇児発0330第5号)が通知され、2011年4月1日から適用されています。

A:○

・「里親制度運営要綱」(2011年3月30日雇児発0330第8号)の「第7 里親が行う養育に関する最低基準」-「2 里親が行う養育に関する一般原則」において、「里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならないこと。また、里親は、養育を効果的に行うため、

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。」と定められています。

B:○

・「里親制度運営要綱」(2011年3月30日雇児発0330第8号)の「第7 里親が行う養育に関する最低基準」-「11 記録の整備」において、「里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。」と定められています。

C:○

・「小規模住居型児童養育事業実施要綱」(【一部改正】2011年3月30日雇児発0330第5号)の「第7 職員」において、「(2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。」と定められています。

D:×

・「小規模住居型児童養育事業実施要綱」(【一部改正】2011年3月30日雇児発0330第5号)の「第7 職員」において、「(1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者(養育者を補助する者)をもってその他の養育者に代えることができる。」と定められています。したがって、設問の「4人以上」は「3人以上」が正しい。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 8

次の文は、児童養護施設の援助の体制についての記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 児童養護施設において、日常の服薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師を配置するなどして、医療的支援体制の強化が図られている。
- B. 児童養護施設の年長児童に対する学習指導の強化を図るために、指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材等の経費については、別途、措置費による支給がなされている。
- C. 児童養護施設における学習指導および特別指導の指導員は、常勤でなければならない。
- D. 児童養護施設が小規模グループケアを行う場合、専任の職員として児童指導員又は保育士 1 名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこととされている。

(組み合わせ)

ABCD

- ① ○○×○  
 ② ○○××  
 ③ ○×○×  
 ④ ×○○○  
 ⑤ ××○○

【正答】

①: ○ × × × ×

## 【「やまだの保育」の解説】

A: ○

(1)「児童福祉施設最低基準等」第42条第1項において、「児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。」と定められています。

(2)「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」(2010年5月18日通知)において、趣旨の項目では、「被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理(以下「医療的ケア」という。)の必要な児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする」、医療的ケアを担当する職員の項目では、「医療的ケアを担当する職員は看護師とする」と明記されています。

(3)「全国児童福祉主管課長会議資料」(2010年度)の「1. 社会的養護体制の拡充について」「(4)児童福祉施設等におけるケアの充実について」において、「児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を行うこととしており、これらを活用して児童福祉施設におけるケアの質的向上に努めていただきたい。」とされています。(行政の資料では、慣用的に従来から用いられている文章です)

B: ○

・「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化」の「4 経費について」において、「指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付基準により支弁されるものであること。」と定められています。

C: ×

・「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化」の「2 指導員の配置に関する留意事項」において、「(3)指導員の雇用の形態については、常勤、非常勤の別を問わないものであること。」と定められています。したがって、設問の「常勤でなければならない」は誤りです。

D: ○

・「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の「6 職員」において、「小規模グループケアによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

## 問 9

次の施設のうち、すべての都道府県に設置または実施(平成20年10月1日現在)されているものとして正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 児童家庭支援センター
- B. ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)
- C. 自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)
- D. 情緒障害児短期治療施設
- E. 児童自立支援施設

(組み合わせ)

ABCDE

- ①〇〇×〇〇
- ②〇×〇×〇
- ③〇×××〇
- ④×〇〇〇×
- ⑤××××〇

【正答】

- ⑤: ××××〇

【「やまだの保育」の解説】

◎「全国児童福祉主管課長会議資料」(平成22年2月25日開催)家庭福祉課関連資料を解説の根拠とします。

◎難問と考えます。設問の妥当性を検証すべきだと思います。

A: ×

・未設置:14/47 都道府県

B: ×

・未設置:18/47 都道府県

C: ×

・未設置:20/47 都道府県

D: ×

・未設置:20/47 都道府県

・2010年1月の「子ども・子育てビジョン」では、2014年度までに全都道府県47か所の設置を目指しています。

E: 〇

・「2008年度社会福祉施設等調査報告」によれば、施設数は58か所(公立56か所(国立2か所含む)、私立2か所)、全都道府県で設置済みです。なお、2011年4月現在の施設数は58か所です。なお、また、2010年3月末現在の入所児童数は1,545人、定員は4,043人となっています。

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】

問 10

次の文は、重症心身障害児施設についての記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 1967(昭和 42)年の「児童福祉法」一部改正によって児童福祉施設に位置付けられた。
- B. 設備の基準は、「児童福祉施設最低基準(平成 23 年 4 月 1 日現在)」によると、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を設けることとする。
- C. 「社会福祉施設等調査報告」によると、平成 16 年～平成 20 年において施設数、定員および在所者数は減少傾向にある。
- D. 職員は「児童福祉施設最低基準(平成 23 年 4 月 1 日現在)」によると、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

(組み合わせ)

ABCD

- ①○○○×
- ②○○×○
- ③○×○×
- ④×○×○
- ⑤××○○

【正答】

②:○○×○

【「やまだの保育」の解説】

◎児童福祉法第 43 条の 4 において、「重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。」と定められている。

A:○

・1967 年 8 月 1 日、児童福祉法の一部改正が行われ、現在の重症心身障害児施設が、法律上の児童福祉施設として規定されました。入所においては、児童福祉法上の生活施設であるとともに、医療法上の病院でもあります。

B:○

・「児童福祉施設最低基準」第 72 条において、「重症心身障害児施設の設備の基準は、医療法に規

<http://www.yamada-no-hoiku.com>

やまだの保育

Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.

定する病院として必要な設備のほか、観察室、訓練室、看護師詰所及び浴室を設けることとする。」と定められています。上記Aの解説を参照してください。

C: ×

・「平成 20 年社会福祉施設等調査結果の概況」によれば、施設数、定員および在籍者数の推移は以下の通りです。

施設数(施設)は、2004 年 108、2005 年 112、2006 年 115、2007 年 124、2008 年 125 となり、2004～2008 年では、増加傾向にあります。

定員(人)は、2004 年 10637、2005 年 11015、2006 年 11426、2007 年 12004、2008 年 12460 となり、2004～2008 年では、増加傾向にあります。

在籍者数(人)は、2004 年 10326、2005 年 10489、2006 年 11215、2007 年 11395、2008 年 11827 となり、2004～2008 年では、増加傾向にあります。

・したがって、設問の「少傾向にある」は「増加傾向にある」が正しい。

D: ○

・「児童福祉施設最低基準」第 73 条において、「重症心身障害児施設には、医療法 に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。」と定められています。

【Copyright(C) 2011 Takako Yamada. All rights reserved.】